

# 住居確保給付金 提出書類チェックシート

再支給申請用

- 住居確保給付金を申請する際には、必ずこのチェックシートに必要事項を記載し、送付してください。
- 送付する前に、このチェックシートに必要事項を記載したものの写しを保管しておいてください。

書類の提出日(投函日)	令和 年 月 日	あてはまるものにチェック✓を入れてください。 <input type="checkbox"/> 申請書類送付 <input type="checkbox"/> 不足書類送付	
申請者氏名		電話番号	
Eメール	(メールでの連絡が可能な方のみご記入ください。)		

## 1. あてはまるものにチェック✓を入れてください。

過去に住居確保給付金を受給していたことがありますか？	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない
離職等の状況について該当するものに✓してください。	<input type="checkbox"/> 2年以内に解雇された(※本人の責に帰すべき重大な理由による解雇を除く) <input type="checkbox"/> 2年以内に自己都合退職した <input type="checkbox"/> 2年以内に廃業した <input type="checkbox"/> 本人の責によらない理由で減収した

## 2. 同封書類にチェック✓入れてください。裏面もありますので必ず確認をしてください。

項目	提出が必要な方	提出する書類	区確認欄
申請書・確認書	全員	下記の書類すべて必須 ※日付と署名の確認をお願いします。 <input type="checkbox"/> 相談受付・申込票(自立相談支援事業申請書) <input type="checkbox"/> 住居確保給付金支給申請書(様式1-1) <input type="checkbox"/> 住居確保給付金申請時確認書(様式1-1A)	
本人確認書類(写し)	全員	下記のいずれか1つ ※顔写真が無い場合2つ以上 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 年金手帳 <input type="checkbox"/> 各種福祉手帳 <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 住民票、戸籍謄本等 <input type="checkbox"/> パスポート(一般旅券) <input type="checkbox"/> 個人番号カード(マイナンバーカード)(表面のみ:写真) <input type="checkbox"/> その他( ) ※個人番号の記載された書類は送らないでください。	
離職関係書類(写し)	全員 ※いずれか該当する状況の書類を提出	離職を証する書類(下記のいずれか1つ以上) ※再支給の場合は解雇事由がわかる書類 <input type="checkbox"/> 雇用保険被保険者離職票 <input type="checkbox"/> 退職辞令 <input type="checkbox"/> 雇用保険受給資格者証 <input type="checkbox"/> 離職証明書 <input type="checkbox"/> 退職所得の源泉徴収票 <input type="checkbox"/> 解雇通知書 <input type="checkbox"/> 健康保険任意継続被保険者証 <input type="checkbox"/> 雇用保険被保険者資格喪失届 <input type="checkbox"/> 有期雇用契約の非更新通知 ★上記を用意できない場合 ➔ <input type="checkbox"/> 離職状況等に関する申立書(参考様式5)	
		廃業を証する書類(下記のいずれか1つ) <input type="checkbox"/> 廃業届 <input type="checkbox"/> その他廃業したことを証明できる書類 ★上記を用意できない場合 ➔ <input type="checkbox"/> 離職状況等に関する申立書(参考様式5)	
		個人の責めに帰すべき理由・都合によらず、就業機会が減少したことを証する書類(下記の例示を参考にしてください) <input type="checkbox"/> 雇用主からの休業を命じる書類、メール等 <input type="checkbox"/> 減少する前後のシフト表等 <input type="checkbox"/> 請負契約等のキャンセルが分かる資料 ★上記を用意できない場合 ➔ <input type="checkbox"/> 就業機会の減少に関する申立書(参考様式5-2) ※個人事業主等の方は毎月の収支が分かる資料(直近3か月)を添付してください。	

項目	提出が必要な方	提出する書類	区確認欄
申請日の属する月の収入が確認できる書類(写し)	※世帯の中で収入がある方 <b>全員</b>	<b>収入を証する書類(下記のいずれか1つ)</b> <input type="checkbox"/> 給与明細書(申請月含む直近3カ月) <input type="checkbox"/> 賃金明細書(申請月含む直近3カ月) <input type="checkbox"/> 報酬明細書(申請月含む直近3カ月)	
	公的給付がある方 <b>全員分</b>	<b>下記のうち、該当する給付分すべてをご提出ください。</b> <input type="checkbox"/> 雇用保険受給資格証明書(雇用保険の失業給付を受けている場合) <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書・振込通知書やハガキ <input type="checkbox"/> 児童手当証書・振込通知書やハガキ <input type="checkbox"/> 年金手帳 <input type="checkbox"/> 手当・年金等の公的給付金証書・振込通知書やハガキ (受給金額が分かるもの) <input type="checkbox"/> その他( )	ない場合は、通帳など受領金額が分かるものの写し
金融資産関係書類(写し)	<b>全員 (世帯全員分)</b>	<b>預貯金がわかる書類※申請時点の最新の記帳をしてください。</b> <b>預貯金通帳等</b> <input type="checkbox"/> ※表紙など口座名義人が分かるページと、申請時点での最終残高が分かるページの写し <input type="checkbox"/> 残高証明 <input type="checkbox"/> その他( ) ※複数口座がある場合、すべての通帳分、提出してください。また、 <b>世帯全員分提出が必要です。</b>	
入居(予定)住宅関係書類	※いずれか該当する状況の書類 <b>全員</b>	<b>住まいに関する書類</b> <input type="checkbox"/> 入居予定住宅に関する状況通知書(様式2-1号) ※不動産媒介業者等に記入を依頼し、記入されたものを提出してください。	
		<b>住まいに関する書類(下記のすべて必須)</b> <input type="checkbox"/> 入居住宅に関する状況通知書(様式2-2号) ※不動産媒介業者等に記入を依頼し、記入されたものを提出してください。 <input type="checkbox"/> 賃貸借契約書(全ページの写し) ※当初の契約書に加えて、更新している場合は現在の契約書の写しも提出してください。 ※保証会社を振り込み先としている場合は、その保証契約書の写しも提出してください。	
提出書類チェックシート	<b>全員</b>	この用紙です。提出(送付)時に同封してください。	

- ・書類を確認後、電話にて聞き取りをさせていただきます。
- ・提出が困難な書類がある場合や、不明な点については、各区の生活支援課にご確認ください。
- ・郵送での提出も可能です。郵送時は切手の貼り忘れ等にご注意ください。
- ・支給決定に際し、上記以外の書類をご提出いただく場合もあります。

【区生活支援課メモ欄】

相談受付・申込票

再支給申請用

受付機関	<input checked="" type="checkbox"/> 自立相談 <input type="checkbox"/> 家計改善 <input type="checkbox"/> 町村の一次相談窓口			
ID		初回相談 受付日	西暦 年 月 日	受付者

■基本情報

ふりがな		性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性 <input type="checkbox"/> ( )	
氏名		生年月日	西暦 年 月 日 ( 歳)	
住所	〒 -			
電話	自宅	( ) -	携帯	( ) -
メール				
来談者 *ご本人 以外の場合	氏名		来談者の ご本人と の関係	<input type="checkbox"/> 家族(本人との続柄: ) <input type="checkbox"/> その他( )
	電話	( ) -		

■ご相談内容

ご相談されたい内容に○をおつけください。複数ある場合は、一番お困りのことに◎をおつけください。

<input type="checkbox"/> 病気や健康、障害のこと	<input type="checkbox"/> 住まいについて	<input type="checkbox"/> 収入・生活費のこと
<input type="checkbox"/> 家賃やローンの支払いのこと	<input type="checkbox"/> 税金や公共料金等の支払いについて	<input type="checkbox"/> 債務について
<input type="checkbox"/> 仕事探し、就職について	<input type="checkbox"/> 仕事上の不安やトラブル	<input type="checkbox"/> 地域との関係について
<input type="checkbox"/> 家族との関係について	<input type="checkbox"/> 子育てのこと	<input type="checkbox"/> 介護のこと
<input type="checkbox"/> ひきこもり・不登校	<input type="checkbox"/> DV・虐待	<input type="checkbox"/> 食べるものがない
<input type="checkbox"/> その他( )		

ご相談されたいことや配慮を希望されることを具体的に書いてください。

■相談申込み欄

横浜市 福祉保健センター長

私は、相談支援の検討・実施等にあたり必要となる裏面に記載の関係機関（者）と情報共有することに同意の上、自立相談支援事業の利用を申し込みます。

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日 本人署名\_\_\_\_\_印

【利用目的】 .....

- ◇相談業務を円滑に行うため
- ◇横浜市に対して自立相談支援事業利用申込、プラン申込を行うため
- ◇支援サービス提供、関係機関・者との連絡・調整等自立支援に資するため

【別表】関係機関・関係者等

区福祉保健センター生活支援課

区福祉保健センター福祉保健課

区福祉保健センター高齢・障害支援課

区福祉保健センターこども家庭支援課

区福祉保健センター保険年金課

区役所税務課

ハローワーク(公共職業安定所)

ジョブスポット

神奈川県社会福祉協議会

横浜市社会福祉協議会

区社会福祉協議会

よこはま若者サポートステーション

湘南・横浜若者サポートステーション

法テラス

就労準備支援事業委託事業者

家計改善相談支援事業委託事業者

学習支援・生活支援事業委託事業者

就労訓練事業支援センター実施事業者

地域若者サポートステーション・地域ユースプラザ

その他(

)

## 生活困窮者住居確保給付金支給申請書

再支給申請

フリガナ					
①氏名					
②生年月日	昭和・平成・令和	年	月	日	満( )歳
③電話番号			④性別	男・女	

申立事項	⑤次の(1)又は(2)の場合であること(いずれか該当する方に記載)				
	(1) 離職等の場合				
	離職等の時期				
	離職等した事業所				
	(2) 第3条第2号に規定する場合				
	給与その他の業務上の収入を得る機会の減少の状況				
	⑥離職等前に世帯の生計を主として維持していたこと又は申請月において維持していること				
	離職等前の雇用状況等、世帯の生計の維持にかかる状況				
	⑦次の(1)又は(2)のいずれかに該当していること(いずれか該当する方に記載)				
	(1) 住居を喪失していること				
住居を喪失した時期					
喪失した住居の住所					
現在の状況					
(2) 住居を喪失するおそれがあること					
現在の住所					
住居の家主等					
喪失するおそれのある住居の家賃額					
現在の収入状況等、住居喪失のおそれがある理由、状況等					
⑧申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入及び預貯金が次のとおりであること					
フリガナ					合計
氏名					
続柄	本人				
性別					
生年月日					
収入(月額)	円	円	円	円	円
預貯金等	円	円	円	円	円
※申請日の属する月の収入(月額)が確実に推計できる場合はその額を、変動あるときは収入の確定している直近3か月の平均収入を記載する。雇用保険の失業等給付、児童扶養手当等各種手当も合算する。					

上記の申立事項に相違なく、生活困窮者自立支援法施行規則(以下「則」という。)第13条の規定により、必要書類を添えて生活困窮者住居確保給付金(以下「住居確保給付金」という。)の支給を申請します。

私の個人情報、住居確保給付金の支給並びに臨時特例つなぎ資金及び総合支援資金の融資を行うために必要となる範囲で、則第4条第1項第2号に規定する都道府県等、公共職業安定所、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて了承します。

また、裏面の注意事項について、同意します。

令和 年 月 日 月家賃分( 月に支払い) 円の支給を希望します  
横浜市 福祉保健センター長 殿 申請者氏名 印

記名押印又は署名

（注 意 事 項）

- 1 申請内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって住居確保給付金を受けたり、又は受けようとしたときは、以後住居確保給付金を受けることができなくなるばかりでなく、不正受給した金額の全部又は一部を徴収されることとなります。
- 2 支給中は、公共職業安定所に求職の申し込みを行うとともに、誠実かつ熱心に求職活動を行う必要があります。
- 3 支給に関して必要な範囲で、法第21条に基づき、報告等を求めることがあります。
- 4 支給決定に必要な範囲で、法第22条に基づき、都道府県等から資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは離職した事業主その他関係者に対し報告を求めることがあります。
- 5 支給決定に必要な範囲で、法第22条に基づき、申請者の居住する賃貸住宅の家主等に対し入居状況について報告を求めることがあります。
- 6 則第14条に基づく就労支援に関する都道府県等の長の指示に従わない場合は、支給を中止します。
- 7 則第17条に基づき、都道府県等が特に必要と認める場合を除き、本給付金は賃貸住宅の家主等に直接振込等をされることにより申請者に対する支給となります。





当初申請時

① 添付書類

1 本人確認書類

運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、旅券、各種福祉手帳、健康保険証、住民票、戸籍謄本等のいずれかの写し

2 離職関係書類

下記のいずれかを証する書類

- ・ 2年以内に離職又は廃業したことが確認できる書類の写し
- ・ 申請日において就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあることを確認できる書類の写し

3 収入関係書類

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について収入が確認できる書類の写し

4 金融資産関係書類

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し

② 追加確認書類等

1 求職番号確認書類

申請時にハローワーク登録をしていない場合は、以下のいずれかを提出

- (1) 求職番号報告書
- (2) ハローワークの登録画面（求職番号が表示された画面）の写し
- (3) 紙の求職受付票（ハローワーク受付票）の写し

2 入居（予定）住宅関係書類

(1) 住宅喪失者

不動産媒介業者等から交付を受けた入居予定住宅に関する状況通知書（様式2-1）

(2) 住宅喪失のおそれがある者

貸主等から交付を受けた入居住宅に関する状況通知書（様式2-2）

(3) クレジットカードを使用する方法により賃料を支払う者

クレジットカードで支払っていることが確認できるもの（利用明細の写し等）

※ (3) は、自治体の求めに応じて、ご提出ください



入居住宅に関する状況通知書

再支給申請用

(不動産媒介業者等記載欄)

- 1. 下記の者に対し、賃貸している住宅に関する以下について通知します。
- 2. 暴力団員等と関係を有しないことの確認事項について相違ありません。また、必要に応じて暴力団員等と関係を有しないことの確認につき、自治体が官公署から情報を求めることを同意します。

横浜市 福祉保健センター長 様  
令和 年 月 日

(商号又は名称) .....  
フリガナ  
(代表者名) ..... 印  
(所在地) 〒 .....  
(免許証番号) .....  
(担当者等) 氏名 ..... 所属 .....  
電話番号

※貸主が記入する場合は、氏名、所在地、電話番号のみを記載して下さい。  
※免許証番号は、宅地建物取引業者のみ記載してください。

(暴力団員等と関係を有しないことの確認事項)

生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル第7の14(3)I. ①から⑨に該当する「暴力団員等(暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者)と関係を有する不動産媒介業者等」でないこと

入居者について

フリガナ 氏名	
生年月日	年 月 日
同居状況	単 身 ・ 複 数 ( 名 )
入居開始年月日	年 月 日 ( 年 月 日までの 月 日間)

入居している賃貸住宅について

名称	
所在地	
月額家賃	円

- ※1 住居確保給付金の支給額は、当該自治体における住宅扶助に基づく額(限度額: 円)を上限とし、収入に応じた額とする。
- ※2 住居確保給付金の対象となる賃貸住宅の契約については、借地借家法により、保護の対象となる賃貸借契約及び定期賃貸借契約に限る。
- ※3 共益費・管理費は住居確保給付金の対象にならないため、家賃には含めずに記載。
- ※4 定期借家契約(定期建物賃貸借契約)の場合に限り、入居開始年月日欄の( )内に、入居開始日から契約満了日までの期間を記載すること
- ※5 クレジットカード払いにより賃料を支払う必要がある場合は、以下のチェックボックスのいずれかにチェックすること。  
なお、支払方法について口座振替等を選択可能な場合は、クレジットカード払い不可。  
 賃料の支払いは、クレジットカードを使用する方法に限定している。  
 口座振込又はクレジットカード払いとすることができるが、途中変更ができない。  
 口座振込に変更することができるが、変更手続きに時間を要する(〇月から変更可能)

振込口座

住居確保給付金の振込先	貸主又は貸主から委託を受けた事業者の振込口座	フリガナ	
		口座名義	
		金融機関名	
		支店名	
		口座種別	普通・当座
		口座番号	

入居している賃貸住宅は前記のとおりです。

○私の個人情報、住居確保給付金の支給を行うために必要となる範囲内で、都道府県等、公共職業安定所、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて同意します。

○住居確保給付金の支給は、原則として、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座へ振り込まれることにより、私への支給となることについて同意します。

【1 ページ目※5のチェックボックス□に☑がある場合のみの同意事項】

○以下に記載する、賃借人の口座に振り込む方法により支給された場合は、確実に貸主又は貸主から委託を受けた事業者等に支払うことに同意します。

○上記の場合であっても、支払い方法の変更により、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座へ振り込むことができることとなった場合は、すみやかに本様式の再提出及び様式1-3の提出により、変更支給申請を行うことに同意します。

○自治体の求めに応じて、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等に支払ったことを証明する文書を速やかに提出することに同意します。

住居確保給付金の振込先	賃借人の振込口座	フリガナ	
		口座名義	
		金融機関名	
		支店名	
		口座種別	普通・当座
		口座番号	

【以下は、申請者全員記載してください】

令和 年 月 日

記名押印又は署名

氏名 .....

住所 .....

電話番号 .....

(注意事項)

住居確保給付金支給申請者は、賃貸住宅の賃貸借契約の写しを添付して、この通知書を横浜市福祉保健センターに提出してください。

(参考) 生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル(抄)

第7の14(3)I. 暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等の排除

暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)と関係を有する不動産媒介業者等であることが確認された場合は、当該不動産媒介業者等に対し、当該不動産媒介業者等が発行する「入居(予定)住宅に関する状況通知書(様式2-1)」、「(様式2-2)」を受理しない旨を書面により通知し、以後、「入居(予定)住宅に関する状況通知書(様式2-1)」、「(様式2-2)」を受理しないものとする。

なお、暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等とは次のいずれかに該当するものをいう。

- ① 法人の役員又は営業所若しくは事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者(以下、「役員等」という。)のうち暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
- ② 個人で営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる使用人のうち暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
- ③ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその補助者として使用するおそれのある不動産媒介業者等
- ④ 暴力団員等がその事業活動を支配する不動産媒介業者等
- ⑤ 暴力団員等が経営に実質的に関与している不動産媒介業者等
- ⑥ 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしている不動産媒介業者等
- ⑦ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している不動産媒介業者等
- ⑧ 役員等又は経営に実質的に関与している者が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している不動産媒介業者等
- ⑨ 暴力団員等である個人、又は役員等が暴力団員等である法人を、その事実を知りながら、不当に利用するなどしている不動産媒介業者等

[暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号にあるとおり、「その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。]